

2011年12月

**会社法制の見直しに関する中間試案②  
(親子会社に関する規律、その他)****I はじめに**

本号では、平成23年12月14日に法務省が公表した「会社法制の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」といいます）のうち、親子会社に関する規律並びにその他の事項について、その要点に絞ってご紹介します<sup>1)</sup>。

**II 親会社株主の保護****1 多重代表訴訟**

現行法では、子会社の役員に任務懈怠が認められる場合、親会社が株主としてその責任を追及することは可能ですが、親会社の株主が直接的に子会社の役員に対して責任を追及することは認められていません。ところが、親子会社の役員間の人的関係等により、親会社が子会社の役員への責任追及を懈怠するおそれがあると指摘されてきました。そこで、親会社の株主が子会社の役員への責任を追及する制度（多重代表訴訟）を創設することが考えられます。

他方、経済界を中心として、多重代表訴訟は企業集団における経営の効率性を損ねるとの指摘がなされています。

そこで、中間試案では、多重代表訴訟制度を創設する案（A案）と創設しない案（B案）が提示されています。

A案では、多重代表訴訟の対象とする子会社について、重要なものに限る趣旨から、①完全子会社であって、②子会社株式の簿価が親会社の総資産額の1/5を超える場合としています<sup>ii)</sup>。

B案では、注書きとして、①取締役会は、子会社の取締役の職務執行の監督を行なう旨の明文規定を設けること、②子会社の役員によって親会社に損害が生じているのに親会社が子会社の役員への責任を追及しない場合は、親会社の取締役の任務懈怠を推定するといった規律を設けることについて、なお検討するものとしています。

**2 親会社による子会社の株式等の譲渡**

現行法では、親会社が子会社の株式を譲渡する場合に親会社の株主総会の承認を必要とする規定は設けられていませんが、子会社の株式の譲渡は、事業譲渡と実質的に異なる場合があり、事業譲渡では株主総会の承認が必要であることとの均衡を失すとの指摘がされています。

そこで、中間試案では、①子会社株式の簿価が親会社の総資産額の1/5を超えない場合であって、②株式譲渡の効力発生日において、なお子会社の議決権の過半数を保有しているときを除いて、子会社の株式の譲渡は株主総会の特別決議による承認を受けなければならないものとしています。

**III 子会社少数株主の保護（親会社等の責任）**

親子会社間の利益相反取引は、子会社に不利益を及ぼすおそれがあるため、子会社の少数株主保護の観点から、親会社の責任に関し明文の規定を設ける必要があると指摘されています。

他方、経済界を中心に、親子会社の関係は企業によって多種多様であり、一律に論じることは経営の効率性を損なうとの指摘がなされています。

そこで、中間試案では、親子会社間の利益相反取引に関する明文規定を設ける案（A案）と規定を設けない案（B案）が提示されています。

A案では、当該取引により、当該取引がなかったと仮定した場合と比較して不利益を受けた場合には、親会社は、子会社に対して、その不利益に相当する額を支払う義務を負うものとされています。

**IV キャッシュ・アウト****1 特別支配株主による株式売渡請求等**

現行法上、現金を対価として少数株主を締め出す手段としては、株式交換等が考えられますが、税制上の理由から、実務上は、全部取得条項付種類株式を利用するのが通例です。ところが、全部取得条項付種類株式については、略式組織再編（会社法第784条第1項）のような制度がないため、議決権の

【執筆者】

パートナー 弁護士 原 吉宏

2000年 弁護士登録。2007年～2009年 大阪証券取引所上場グループに出向。  
会社法、金融・証券、コンプライアンスを主に取扱う。執筆、講演多数。

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
(電話: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

90%以上を保有する株主がいる場合であっても、株主総会を開催することが必要となっています。

このため、経済界を中心に、キャッシュ・アウトに必要な手続負担を低減する観点から、新たな制度を創設すべきとの指摘がなされています。

そこで、中間試案では、議決権の90%以上を保有する株主（特別支配株主）は、残りの全株主に対して、その保有株式を自分に売り渡すことを請求することができる制度を創設することとされています。

## 2 全部取得条項付種類株式の取得に関する規律

### (1) 情報開示の充実

全部取得条項付種類株式の取得については、組織再編の場合に比して情報開示のルールが十分でないとの指摘がなされています。

そこで、中間試案では、全部取得条項付種類株式の取得に際しても、組織再編の場合と同様の事前開示手続及び事後開示手続を設けることとされています。

### (2) 取得の価格の決定の申立てに関する規律

全部取得条項付種類株式の取得については、取得を行なう旨の通知又は公告の手続が設けられていないため、議決権を行使できない株主が取得の事実を知らないまま、価格決定の申立期間が徒過する可能性があるとの指摘がなされています。

そこで、中間試案では、会社は、取得日の20日前までに株主に対する通知又は公告を行なうものとしています。

また、現行法では、価格決定の申立期間の満了前に取得日が到来することがあり得るため、取得日後に申立てがされると、一旦交付した対価の返還が必要となるなど、法律関係が複雑化するおそれがあるとの指摘もなされています。

そこで、中間試案では、価格決定の申立ては、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間に行なうものとしています。

## V 組織再編における株式買取請求等

### 1 買取口座の創設

現行法上、株式買取請求をした株主は、会社の承諾を得た場合でなければ請求を撤回することはできません（会社法第785条第6項等）が、株式を市場で売却することにより、上記規制を潜脱することが可能となっています。

そこで、中間試案では、振替株式が発行されている場合、株主は、株式買取請求と同時に、当該請求に係る振替株式について、会社の申し出により開設

される口座（買取口座）を振替先口座とする振替の申請をしなければならないものとしています。

### 2 価格決定前の支払制度

現行法では、株式買取請求に係る株式等について裁判所に価格決定の申立てがなされた場合、裁判所の決定した価格について、年6分の利息を支払うこととされています（会社法第786条第4項等）が、現下の低金利の経済情勢では、年6分の利息が付くことが株式買取請求権の濫用を招く一因となつていとの指摘がなされています。

そこで、中間試案では、会社は、株式の価格の決定の決定がされる前に、公正な価格と認める額を支払うことができるものとしています。この制度を利用すれば、利息の付く範囲は、裁判所が決定した価格と会社が支払った額の差額に限定されることになります。

### 3 簡易組織再編等における株式買取請求

現行法では、簡易組織再編や簡易事業譲渡の要件を満たす場合であっても、存続会社等の反対株主は株式買取請求権を行使することができるものとされています（会社法第797条第2項第2号等）が、簡易組織再編等は株主に及ぼす影響が軽微であり、会社組織の基礎に本質的変更をもたらす場合に反対株主に投下資本の回収の機会を与えるという株式買取請求権の制度趣旨に適合しないとの指摘がなされています。

そこで、中間試案では、存続会社等において簡易組織再編等の要件を満たす場合は、反対株主は株式買取請求権を有しないものとされています。

## VI 組織再編等の差止請求

現行法では、略式組織再編の要件を満たす場合（会社法第784条第2項等）を除いて、組織再編について株主による差止請求に係る明文の規定は置かれていません。

この点、組織再編により不利益を受ける株主に対する事前の救済手段を確保する観点から、差止請求に係る明文規定を設けるべきとの指摘がなされる一方、規定を設けた場合の濫用の危険や萎縮的効果についても指摘がなされています。

そこで、中間試案では、明文規定を設ける案（A案）と明文規定を設けない案（B案）の2案が提示されています。

A案では、組織再編が法令・定款に違反する場合であつて、消滅会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときにその差止めを請求できるとされています。

## VII 会社分割における債権者保護

### 1 詐欺的な会社分割における債権者保護

近時、会社分割において、分割会社が、承継会社等に対して債務の履行を請求できる債権者と請求できない債権者（残存債権者）を恣意的に選別した上で、承継会社等に優良事業や資産を承継させるといった、残存債権者を害する行為（詐欺的な会社分割）が行なわれているとの指摘がなされています。

そこで、中間試案では、分割会社が、残存債権者を害することを知って会社分割をした場合、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、債務の履行を請求することができるものとしています。ただし、吸収分割の場合であって、承継会社が効力発生時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、上記請求をすることはできないものとされています。

また、上記請求に係る期間制限は、民法上の詐害行為取消権（民法第426条）と同様に、①残存債権者が会社分割を知った時から2年、または②会社分割の効力発生時から20年とされています。

このような改正がなされた場合、「残存債権者を害する」の解釈によっては、正当な事業再生目的による会社分割の実行に萎縮的効果が及ぶことが懸念されますが、この文言の意義については、基本的には、詐害行為取消権（民法第424条第1項本文）における「債権者を害する」と同様に解されることになると考えられる、とされています。

### 2 不法行為債権者の保護

現行法では、会社分割について異義を述べることができる不法行為債権者であって、分割会社に知れていない者の保護の範囲については、文言上明らかでないとの指摘がなされています。

そこで、中間試案では、上記の不法行為債権者については、吸収分割契約又は新設分割計画の定めにかかわらず、分割会社と承継会社等の双方に対して債務の履行を請求することができるものとされています<sup>iii</sup>。

## VIII その他

### 1 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求

現行法上、金融商品取引法上の規制に違反して取

得・保有された株式について、議決権行使を制約する旨の規定は置かれていませんが、会社支配の公正さを確保する観点から、上記のような規定が必要との指摘がなされています。

そこで、中間試案では、株主が、公開買付規制における①いわゆる1/3ルール（金融商品取引法第27条の2第1項第2～6号）または②全部買付義務（金融商品取引法第27条の13第4項）について重大な違反をした場合は、他の株主が、違反した株主の議決権行使の差止めを請求することができるものとしています。

### 2 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

現行法上、株主名簿等の閲覧等の拒絶事由として「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」（会社法第125条第3項第3号等）が定められていますが、このような規定は不合理との指摘がなされていることから、中間試案では、上記規定を削除するものとしています。

以上

- i 中間試案のうち、「企業統治の在り方」については、本誌1号をご参照下さい。
- ii 多重代表訴訟の対象となる親子会社は、いずれも日本の会社法に基づき設立された株式会社であることが前提とされています。
- iii 分割会社に対しては、分割会社が有していた財産価の額を、承継会社等に対しては承継した財産の価額を限度とするものとされています。

<http://www.kitahama.or.jp/>

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16  
大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)  
FAX 06-6202-1080・1130・9550

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12  
サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)  
FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990  
FAX 092-263-9991

当事務所では、会社法、金融商品取引法、上場規則等について、専門的な知識と実務経験に基づき、法的助言、意見書・契約書の作成、交渉・裁判対応等の業務を行っております。

本ニューズレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、会社法・証券市場に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用下さい。